

2回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 5 「植物検疫用語集」の改正

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- 1997年にISPM5「植物検疫用語集」を採択以降、「用語に関する技術パネル（TPG）」を中心に継続的に検討し、随時改正されてきている。

基準改正の目的

- 既存の用語に新たな概念を加えるため、用語の対象範囲を変更するため、ISPM内での使用方法を正確に定義に反映するための修正
- 植物検疫分野において重要でない用語、定義づけすることにより植物検疫措置の実施に影響が生じる用語の削除

基準改正の概要

- 植物検疫用語の修正及び削除の提案



これまでの経緯

- 1997年11月 FAO総会でISPM 5（植物検疫用語集）が採択
〔その後、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル（TPG）を中心に継続的に検討〕
- 2018年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2018年7月～9月 1回目加盟国協議
- 2019年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2019年7月～9月 2回目加盟国協議

2018年に行われた1回目の加盟国協議では、改正案に対する大きな反対・修正意見はなく、2回目の加盟国協議に諮られることとなった

削除が提案されている用語

用語	説明	理由
commodity class 品目類 (パラ37)	A category of similar commodities that can be considered together in phytosanitary regulations 植物検疫規則上同一と考えられる類似品目のカテゴリー	同じ「品目類」でも、実際には個々の品目により植物検疫上のリスクに相違があり、「品目類」の定義づけ自体が非現実的。
bulbs and tubers (as a commodity class) (品目類としての) 球根及び塊茎 (パラ46)	Dormant underground parts of plants intended for planting (includes corms and rhizomes) 栽植用植物の休眠地下部 (球根及び根茎を含む)	「commodity class」の定義削除にともない、定義づけの必要がなくなったため削除
cut flowers and branches (as a commodity class) (品目類としての) 切り花及び切り枝 (パラ55)	Fresh parts of plants intended for decorative use and not for planting 装飾用で栽培に供しない植物の生鮮な部分	同上



削除が提案されている用語

用語	説明	理由
fruits and vegetables (as a commodity class) (品目類としての) 果実及び野菜 (パラ63)	Fresh parts of plants intended for consumption or processing and not for planting 栽植用ではなく消費又は加工を目的とした植物の生鮮な部分	「commodity class」の定義削除にともない、定義づけの必要がなくなったため削除
plants in vitro (as a commodity class) (品目類としての) 組織培養植物 (パラ71)	Plants growing in an aseptic medium in a closed container 密閉された容器内の無菌培地で成長している植物	同上



修正が提案されている用語

用語	説明	理由
seeds (as a commodity class) (品目類としての) 種子 (パラ87)	Seeds (in the botanical sense) for planting 栽植用の（植物学上の）種子	用途（栽植用か加工・消費用）により植物検疫上のリスクが異なるため定義は必要
grain (as a commodity class) (品目類としての) 穀物 (パラ89)	Seeds (in the botanical sense) for processing or consumption, but not for planting 加工又は消費で、栽植用でない（植物学上の）種子	用途（栽植用か加工・消費用）により植物検疫上のリスクが異なるため定義は必要

修正が提案されている用語

用語	説明	理由
<p>wood (as a commodity class) (品目類としての) 木材 (パラ102)</p>	<p>Commodities such as round wood, sawn wood, wood chips and wood residue, with or without bark, excluding wood packaging material, processed wood material and bamboo and rattan products 樹皮の有無にかかわらず、丸太、挽立材、木材チップ又は木材残さといった物品であって、木材こん包材、加工木材資材、竹製品及び籐製品※を除く</p>	<p>一般的な意味で用いられる「wood」より、ISPM上の「wood」は狭義である（木材こん包材、木工品、竹及び籐製品等は除く）ため、定義は必要</p>

※籐製品は1回目の加盟国協議時のコメントを踏まえて追加。

修正が提案されている用語

用語	説明	理由
<p>treatment (as a phytosanitary measure) <u>(植物検疫措置としての) 処理</u> (パラ116)</p>	<p>Official procedure for the killing, inactivatinging, or removinging of pests, or for rendering pests infertile or for devitalizinging <u>regulated pests</u></p> <p><u>規制</u>有害動植物の殺虫（殺菌）、不活化、若しくは除去、有害動植物の不妊化又は不活性化のための公的な手続</p>	<p>既存のISPMでは、規制有害動植物に対する植物検疫処理を「treatment」としているため、これを明確化</p>